

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
52	指定管理者制度の導入には反対です。民間のノウハウといつても指定管理会社のノウハウは流失をおそれてブラックボックス化して、うまく引き継げない。情報公開されないケースも多い。指定管理にすると、その仕事をするのにかかる経費について公務員が判断できず、業者の言いなりになって、適切な評価や監督ができなくなります。	市と指定管理者が連携し、館運営を行うことで、知識やノウハウについては、行政もしっかりと蓄積する体制を構築してまいります。評価については社会教育や会計の専門家等の外部有識者による民間活用事業者選定評価委員会で行ってまいります。	D
53	指定管理者制度導入には反対である。図書館や市民館は、人的・組織的機能と併せて機能を發揮する機関である。殆どが自治事務を担う文化施設、社会教育施設で、地域住民のニーズに立脚したサービスを実施しなければならない。単純なコストダウン志向の指定管理者制度導入は危険である。制度の導入は各自治体にまかされているが、きちんとした所では指定管理者制度を導入していない。図書館や市民館の「公益性」、「使命」の明確化すらできていないことは、川崎市民ミュージアムの事例をみても明らかである。	市民の多様なニーズに対応するための管理運営手法として指定管理者制度が適当であると考えております。今回の検討は、社会教育施設のサービス拡充のためのものであり、職員が担っていた部分を単純に民間に任せコスト削減を図るというよりも、広がっていく市民サービスを的確に実施するために、どのような体制が適しているかを検討したものです。	D
54	指定管理者制度の導入に反対する理由は三つあります。一つ目は、市民の声が市の職員に届きにくくなる危険性があること、二つ目は、職員、指定管理者制度の業者間の知識、ノウハウの継承に不安があること、そして三つ目は、ボランティア団体と図書館との連携がうまくいかなくなる危惧があることです。以上、三点が反対する理由です。	指定管理者制度の導入にあたっては、利用者懇談会等様々な場面を通じ、指定管理者だけでなく市も連携し、市民の声を吸い上げてまいります。また、市と指定管理者が連携し館運営を行うことで、知識やノウハウについては、行政もしっかりと蓄積する体制を構築してまいります。また、直営館の職員も一緒にになり、地域やボランティア団体等との連携を図るとともに、意見の聴取を行ってまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
55	『図書館は基本的人権のひとつとして知る自由を持つ国民に資料を提供することを最も重要な任務とする』。この基本理念が業者管理下で守られるか。知る権利の保障が含まれなくなる恐れは十分考えられる。市民館は、川崎市の社会教育事業の中でも最も誇るべき『平和・人権学習』が現状のまま維持されるのだろうか。責任は市なのか業者なのか。2019年の台風被害（市民ミュージアム）についての指定管理制度の反省点、他地域での指定管理制度の廃止などの反省と、何故指定管理制度が必要なのか。	管理運営を民間に委ねても公共図書館であり、指定管理者制度が導入されたことによりその果たすべき役割について変わるわけではありません。平和・人権学習についても、市がその方向性を示し、これまでの実績を踏まえた上で引き続き実施してまいります。なお、市民ミュージアムの浸水被害については、「令和元年東日本台風における市民ミュージアムの対応に係る検証報告書」において、「多摩川の過去に例のない水位上昇に伴い、等々力排水区内の自然排水区域の幹線の流下が滞るなどにより、地盤高の低いマンホールなどから溢水したものであり、さらにその水がより低い位置にある市民ミュージアムに大量に流れ込んだことが、今回の浸水の原因と考えられる。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとしております。また、「内水氾濫の要素を除くと、台風による風雨への対応としては、事前及び台風接近後も必要な対策は取られていたものと考える。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとされており、直當か否かに関わらず、防ぐことは困難であったと考えております。なお、市民ミュージアムの管理運営手法については、「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、現施設でのミュージアム機能の再開は行わないことを決定したことから、市民利用に供さず、「公の施設」としての要件を満たさないため、令和4年度から指定管理者制度による事業運営を行っていないものです。	D
56	指定管理者制度を導入し、民営化することは、経費節減となり理にかなったように思えますが、けっしてそうではありません。一番の問題は質の低下です。市でやっていたからこそ収支を考えずにやってこれたのです。社会教育や文化は収支で測れるものではありません。成熟した社会はこのようなむだの積上げによってできるものです。ぜひとも、指定管理者制度を止めてください。	指定管理者制度の導入につきましては、広がる市民ニーズに対しどのように対応していくかという体制づくりのために、サービス拡充の面から検討を行っており、コスト面のみを持って導入を検討しているわけではございませんが、行政施策において効果や収支を勘案せずにを行うということはございません。指定管理館の職員は、仕様書等で資格要件を設けるなど、質の確保を図ってまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
57	民間ならニーズに応えられるというのは、乱暴で安易な考えである。民間のノウハウを活用すると書かれているが、指定管理を受諾している会社で契約社員のままの方もいる。雇用の不安定と隣合わせが良い姿だとも思わない。平和・人権学習などの普遍的なテーマによる学習は、川崎市の社会教育の最大の特徴で、他都市にも誇れる財産だと思う。このような学習テーマに関するノウハウのある指定管理者は、全国的にほぼゼロだと聞く。市民館職員は全て区役所に引き上げるとなっているが、川崎市の職員にとって社会教育の現場による経験の積み重ねで学習機会が失われることは、大きな損失である。	多様化するニーズに対応するため、どのような体制がその実現のために適しているかという観点から検討を行ったものです。また、雇用に関しては指定管理者の雇用形態になりますが、市もその内容につきましては確認を行ってまいります。また、平和人権学習等、これまで行ってきた社会教育については引き続き実施してまいります。また、社会教育の現場につきましては、館内に限らず、市職員が積極的に地域に出ていくことが可能になり、地域の身近な場所での学びの場の提供や社会教育振興施策の実施が可能になると考えています。	D
58	「まち」の全体的課題に直結する行政課題が優先され、市民個人に関する課題が軽視されるようなサービス低下にならないようにして欲しい。直営であっても職員の力量向上や適正な人事も不可欠である。大幅な経費節減不可欠の場合、市民館、図書館の事業・サービスを見直し、指定管理者導入もやむを得ずとする。その場合、市職員は全区で区ごとの全域を業務対象とする。市民館、図書館とも全市に対する「横ぐし」機能を有するために、全市システムとしての事業・事業執行体制及び必要な人事措置を継続的に実施する。図書館は7地区館とも直営とし、拡充再整備された中原図書館を中心図書館とする全市システムとしての機能向上を実現する。	職員の能力向上は大変重要なことと認識しており、研修などの実施によりその向上に努めてまいります。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。	D
59	市民館・図書館に指定管理制度を導入するやり方に反対です。市民サービスとして、専門性をもつ市職員が対応すべき業務です。市民サービスをそのように考えているのでしょうか。これこそが、市民サービスの充実こそが地方自治体の仕事なのではないですか。市も市民も向上していくなければ、川崎の未来はどうなるのでしょうか。	多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
60	他都市の施設を視察に行かれたとあります が、見学先をどのような観点で選択されたのか 説明がありません。また、23区の施設の指定管 理制度導入状況の説明がありません。さらに、指 定管理制度を導入された施設の評価の観点や紹 介されている事例の記述は「指定管理制度が運 営・管理にメリットがある」という内容であり、 利用者の評価がないので、結論ありきの記述の ように感じました。	関東近辺の指定管理者制度導入施設を中 心に視察を行いました。図書館につきまして は、23区の導入状況についてお示しをして おります。他都市施設の利用者評価につきま しては、その運営自治体や指定管理者を通じ て、伺ってきたものでございます。	D
61	指定管理者制度を導入するとなつても、5年 ごとに見直すなど、明記いただきたいです。そ のような見直しもない状況ではPDCAサイクルが 回っているとは思えませんし、回そうとする意 欲もないのかなと感じます。	管理運営体制につきましては、より最適な 管理運営体制を構築するため、年度終了後には 指定管理者へのモニタリングを実施するとともに、社会状況や環境変化を踏まえ、適宜、 導入形態について評価・検討を実施いたします。	D
62	市民館・図書館は市民の文化的な生活に密着 する場で効率化を図るためのものではない。学 校教育・社会教育・保育・介護など最も市民に近 いところには、十分な予算配分をするべき。民営 化で市民のニーズに十分答えることはできな い。民営化は職員の雇用を非正規化・不安定化す ることになるのではないか。専門性を身につけた市 の職員が運営することこそ、川崎市の責務 である。ツタヤが指定管理者として運営した図 書館は、新聞にも取り上げられ、問題が多い。 「平和・人権学習」は川崎市の市民館の特筆すべ き事業の一つである。市民と職員が協働して企 画立案運営するこのような講座は直営でこそ保 障されるのではないか。	社会状況が変化し、市民ニーズも多様化す る中で、図書館においてもこれらの変化に的 確に対応していくことが求められています。 しかし限りある人的資源やノウハウでの対 応では、多様なニーズへの対応を行うことの 難しさがあります。指定管理者制度の場合に は、これらに対応出来る人員体制や事業サー ビス面においてメリットがあると考えられ ます。また、指定管理者の賃金については、 あくまで指定管理者の雇用関係になります が、毎年指定管理者から賃金台帳を提出さ せ、作業報酬額をチェックするなど、従事者 の適切な労働環境が保てるようにしていき ます。さらに、平和・人権学習等、社会教育 振興事業についてはこれまでの取組を継承 し、必要な学習を提供するように市も責任を 持つて対応してまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
63	指定管理図書館に指定された宮前、麻生、幸図書館は市民館と合築で文化センターと呼ばれ、すでに指定管理者制度を導入している。市民館と図書館をあわせた複合施設として指定管理会社に委託するのであれば、問題である。その場合、図書館は図書館法による図書館となるのか、文化センターに組み込まれた図書館になるのか。こうしたことを市民の前に明らかにすべきである。もし、こうした路線をとるなら、図書館法に基づかない図書館となる。図書館行政の後退である。	指定管理者制度はあくまで管理運営手法の一つでございますので、図書館そのものの機能を変更するようなことはございません。図書館につきましては、現状と同じく図書館法を含む関係法令に基づき、管理・運営してまいります。なお、現状、文化センターに指定管理者制度は導入されておりません。	D
64	指定管理制度導入に合わせて作られた計画(案)と受け取れる。人件費縮減を目的に、市民館や図書館へ「民間活力のさらなる活用」を目的に「市民ニーズ」といった用語を結び付け、何か良いことが起きそうといった願望に依拠した提案と感じる。計画について事前の情報公開を拒否し、市民の声とは無関係に進められたこと自体が問題である。指定管理制度に移管しても社会教育士等の資格を持つ人材が確保でき、各分野の専門性が担保されるような記述もあるが、例えば「司書」資格を持ち図書館に勤務している職員であっても異動先としては専門性を必要とする部署が保障されていない。	指定管理者制度は、多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくためのもので経費削減のみを目的として、指定管理者制度を導入するわけではございません。考え方につきましても中間取りまとめを作成し、関係団体に説明を行うなど、市民の意見収集を行ってきたところでございます。人事異動につきましては、館の指定管理導入後の職員は市の別部署への異動等、人事施策の下、決定されていきます。	D
65	図書館・市民館・博物館は川崎市の直営であるべきです。図書館・市民館の民営化は社会教育を放棄することにつながります。図書館も市民館も税金(私たち市民の)を使って建設した公共財産です。私企業の利潤追求の場にしないでください。「サウンディング型市場調査」のようなことを既にやっているのですか。あるいはそこまででないとしても、市民を置き去りにして打診しているとかはないですか。	サウンディング調査につきましては、令和3年度に(仮称)川崎市民館・労働会館及び新しい宮前市民館・図書館を対象に、今後の事業・サービスの充実を進めるために、これまでに蓄積されたノウハウや創意工夫を凝らした幅広いアイデアを民間事業者等からお聞きする市場調査を実施いたしました。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
66	<p>指定管理を導入したらできるという根拠はどこにあるか。今までできしたこと、できなかつたことの検証はどうしているのか。5年ごとに指定管理者が変わり、事業の継続性をどう考えるか。市の職員は管理的立場になり、市民と触れ合いはなくなるのではないか。市民のニーズをどう把握するのか。指定管理者は継続するために目に見える形の成果を作ろうとする。例えば市民館は、大切な人権や平和等を育むような講座は敬遠される危険性がある。図書館はベストセラーブックを並べて、来館者を増やすなどの稼働率が目的になりかねない。しかし、文化は目に見えず、効率では測れない。他市の施設を視察しているようだが、何を見、ヒアリングし、指定管理前と後をどのように評価しているのか。</p>	<p>これまでの検証につきましては、令和3年3月の「今後の市民館・図書館のあり方」策定時に行ってまいりました。事業の継続性は、仕様書等で明記してまいります。市民館の社会教育振興事業は、基本方針や事業の方向性は市が定めます。図書館の選書除籍等、図書館資料の収集・保存に関する決定については、市が行います。他都市の指定管理制度導入施設の視察においては、指定管理制度導入前後を自治体職員や指定管理者からヒアリングを行い、メリット、デメリット等を整理いたしました。</p>	D
67	<p>指定管理者制度では、労働者の多くはパート・アルバイトなどの非正規労働者です。5年契約の指定管理で、次の雇用が保障されるわけでもありません。この体制で今できない「市民サービスの向上」が望めるのでしょうか。望まない雇止めも起きています。市民ミュージアムでも起こっているし、国立ハンセン病資料館(笛川保健財團)では労働委員会に係争中です。指定管理者の意に沿わない労働者を簡単に切り捨てるような会社を選ぶことの川崎市の責任はないのでしょうか。川崎市は、それも指定管理者の裁量と考えているのでしょうか。この制度は必然的に不安定な労働者を生み出します。</p>	<p>指定管理者の雇用や賃金については、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう確認を行ってまいります。</p>	D
68	<p>具体的にどのようにして意思疎通をしていくのか、会議を持つことがかかれているが、実際に現場で様々な事態に直面したときどう対応するか、など実際の現場での対応で直営と指定管理と同じ対応ができないとすれば、問題になる。また、仕様書に書いていることしかやらない指定管理者であれば、市民は不満を持つ。行政のサービスは、予期しないことに対して市民の立場に立った対応が求められる。仕様書にない市民からの要求に指定管理者が対応しないとき、市民としてどのようにすれば良いか、心配である。</p>	<p>現場での対応については、館ごとに責任を持って行うことになりますが、市職員と指定管理者と連携し、課題に対応してまいります。また、指定管理者制度は、決められたことだけではなく、仕様書等に基づいて、事業者の創意工夫に基づいて取組みを行うことになります</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
69	事業内容の蓄積、従事者の短期間雇用と低賃金等のマイナス面を克服する手法として市職員が指定管理者のマネジメント、モニタリングをおこなうとありますが具体的な提示がありません。先行例でも、この連携の成功例はないのではないか。どうか。	基本方針や事業の方向性は市が定め、事業の運営等については、指定管理者のノウハウやマンパワーを活用し、取組を進めてまいります。指定管理者の知見の少ない公的要素の強い業務については、市の関わりを強め確実に提供を行ってまいります。他都市においても指定管理者と市が連携しながら業務を行っている事例はございます。	D
70	指定管理制度は、市民サービスの向上が図られるのでしょうか。川崎はほかの図書館から数日を経て借りる等不便があります。要は行政の姿勢にあると思われます。つまり指定管理者制度の導入により安上がりなサービスになり、指定管理者も極力業務を減らすことに力を注ぎ、市民サービスとは何か考えることを怠ってきているように感じます。また市民館を借りるシステムも一方的に団体から個人に変えられたことも、不便をきたしています。社会教育事業の平和・人権学習の講師が市民館側の意向で拒絶されたと聞きました。特定の考え方によって学習機会が損なわれてしまうことがあってはおかしいのでは。	多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。引き続き、利用者の御意見を踏まえつつ、学びの機会の提供を推進してまいります。	D
71	市の図書館と学校図書館をコンピューターで連携しているが指定管理を導入した場合、このシステムはどうなるのか。柿生分館は柿生小図書館と一部の部屋を共有しているが、この関係はどうなるのか。麻生市民館・図書館は、文化センターとして令和8年に指定管理が導入されるが、多摩市民館（指定管理）、多摩図書館（直営）との関係はどうなるのか。麻生図書館は多摩図書館から、モニタリングを受け、麻生市民館・図書館は一指定管理者に任されると、この関係はどうなるのか。	指定管理者制度を導入することによって、システムや小学校との関係に変更はございません。麻生図書館につきましては、直営館の多摩図書館がモニタリング等を実施いたします。なお、麻生市民館・図書館は、一体の指定管理者を考えております。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
72	<p>市民館、図書館の振興は教育委員会の責務であり、指定管理者制度導入にはなじまない。また、指定管理館の選書を直営館が指導するといったことは現実的ではない。図書館は、「図書館の自由に関する宣言」を持っているが指定管理館にこれを守らせることができるのであるのか。選書の問題が生じた時、指定管理館では次期の指定を受けようと、先行例からも市へ忖度します。また、収集方針を市民にオープンにしなくなつた、利用している情報の有無を守るのは、大事なプライバシーの保護ですが、誰が利用しているか漏れているのではといった疑惑も招いており、ブラックボックス化します。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中で、図書館においてもこれらの変化に的確に対応していくことが求められています。現在の限られた人的資源やノウハウでは、多様なニーズへの対応を行うことの難しさがあります。指定管理者制度の場合には、これらに対応出来る人員体制や事業サービス面においてメリットがあると考えます。また、選書等につきましては、指定管理館、直営館が一体となりこれまでと同様、全館の職員で行う集中選定を継続してまいります。</p> <p>個人情報の管理は、川崎市個人情報保護条例等に基づき適切に管理してまいります。</p>	D
73	<p>様々な効果が述べられているが、それらは指定管理者のノウハウ・マンパワーの活用や、市職員のマンパワーの補充によるものとされている。指定管理者制度を導入した機関においては、市職員が配置されないのでないか。指定管理者制度においては、市職員と指定管理者のスタッフが一緒に働くことはできないのではないか。川崎市がこうしたサービスを指定管理者制度導入によって実施できるかどうかの保障はないのに、「想定効果」として、他都市の導入例を大量に載せているところが信用ならない。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>市民館については、指定管理館のモニタリングを行うため区の生涯学習部門の職員が必要に応じて指定管理館の職員と連携して事業を行ってまいります。図書館については、隣接する区の直営館が指定管理館のモニタリングを行い、必要に応じて連携して事業を行ってまいります。</p>	D
74	<p>「考え方(案)」には市民館・図書館の所管についてふれていないが、市民館・図書館を教育委員会の所管のもと運営することを明記してほしい。図書館の管理運営について市民館と共同で指定管理をするとありますが、これらが、今後首長部局へ移管されることはないでしょうか。図書館・市民館は社会教育機関として教育委員会の所管で運営されることを望みます。</p> <p>(同趣旨ほか20件)</p>	<p>市民館・図書館の所管につきましては、現状では市長部局に移管することは検討しておりません。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
75	<p>市民館・図書館には「指定管理者制度の導入を行います」と結論付けている。しかし、比較検討の内容からは、直営の場合の難しさ、デメリットについては、一般論であり、なぜそれでいけないのか、具体的に検証されていない。指定管理者制度を導入するメリットについても、問題点、課題についての検討、検証がない。また、課題として指摘されている公共性の担保(配慮)、知識や経験、ノウハウの継続なども具体性がない。その意味では、指定管理者制度を導入するという結論は拙速、安直であり、妥当とは言えない。</p> <p>(同趣旨ほか20件)</p>	<p>管理運営手法のメリット、デメリットについては、他都市の事例や事業者等からのヒアリング等により、検討した上で、整理を行ったものでございます。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。</p>	D

#### 4 指定管理者制度導入（市民館）にあたってに関するご意見（意見数15件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
76	<p>市民館はすべて指定管理になると、市職員は配置されないのではないかですか。指定管理者制度においては、市職員と指定管理者のスタッフが一緒に働くことはできないのではないかでしょうか。指定管理者が管理運営する市民館の業務の在り方が全く理解できません。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>指定管理者に館業務を任せることで、市職員が積極的に地域に出ていくことが可能になり、地域の身近な場所での学びの場の提供や社会教育振興施策の実施が可能になります。市職員は区の生涯学習支援部門に配置し、必要に応じて指定管理者も市職員と連携し、積極的に地域との関わりを強めることで、市民が市民館に求めるものと市民館の提供するサービスをマッチングさせ、市民館の価値を高めます。</p>	D
77	<p>指定管理制度導入の必然性が全く理解できません。概要版にはもっともらしいことがいろいろ書かれていますが、働く人の労働条件の悪化を招く経費削減策としか思えません。特に今まで市民館が担ってきた「平和・人権学習」のような事業は、指定管理制度の下では不可能です。指定管理制度導入に強く反対いたします。</p>	<p>指定管理者制度の導入につきましては、経費節減だけのものではなく市民ニーズの広がりや多様化に的確に対応していくための手法として導入を進めるものです。市民館がこれまで行ってきた平和人権学習等の社会教育振興事業につきましては、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い連携して事業を行いますが、基本方針や事業の方向性等については、市が定めてまいります。</p>	D
78	<p>「平和・人権学習」等は、市民と職員が協働して企画立案運営する貴重な学習。市民は学校教育と違って、真実の歴史、近代、現代そして政治、経済、世界の動き等を自分たちで選んだ講師、自発的な学習をしたい想いです。民間等の効率化、採算性重視のやり方には反対です。</p>	<p>これまで市民館が実施してきた社会教育振興事業については引き続き実施してまいります。平和・人権学習等の社会教育振興事業については、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して事業を行います。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。講座内容の決定に関しては市が行い、その企画や内容検討においては、指定管理者の知見を活用します。</p>	D
79	<p>識字学習や社会人学習、平和人権学習などの市民ニーズは少なくとも自治体が行う公的社会教育の責任だと考えます。学習権の保障は市の責任で中立性を確保し遂行すべきです。</p>	<p>公共性を保つため、識字学習、平和人権学習等の社会教育振興事業については、基本方針や事業の方向性等については市が定め、市の責任のもと、これまで行ってきた学習事業を確実に実施してまいります。</p>	B

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
80	<p>指定管理導入によって、より活発な市民館の活用、地域の結びつきを目指して行ける方向に向かっていけるのならその活用もあれば賛成です。指定管理導入によって、市職員の市民館利用者との関りが少なくなることは良い方向性とは言えません。社会教育は縮小の一途をたどっているように思われます。家庭教育学級の講座に参加したことで、今も続く仲間ができました。こういったことは、川崎市の実情を細かく把握している職員だからこそ、できるのではないかと思います。指定管理者制度導入後、どういった形でそれが実現できるのかが見えません。</p>	<p>指定管理者制度導入後も、市が館の企画運営や市民・団体等にしっかりと関わってまいります。また、市職員は館内にとどまらず地域の中で学びの場を展開することで、地域のコーディネート役としての役割を担ってまいります。</p>	C
81	<p>直営で専門性を高めることが優先であり、これをしないまま、指定管理を導入するというのではなくあります。過去においても幸市民館における人権講座に幸区長の意向が反映されたこと、多摩市民館平和人権講座において市民委員推薦の講師に反対意見が出されたことなどから、補助執行における問題が生じています。人員体制において「最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要があります。また府内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる」とありますが、このことは、直営の現状でもすでに生じている課題です。</p>	<p>川崎市においては専門職採用をしておらず、市の人事施策として必要な人材を配置しているところでございます。異動等で新しく職員になった者については、社会教育施設職員研修や現場のOJTを通して、職員の人材育成を進めているところでございます。また、社会教育振興事業は、区への補助執行であり、区役所と連携しながら教育委員会の責任で今後も行ってまいります。他部署との調整につきましても、指定管理者を中心にして、市も協力しながら、調整を行ってまいります。</p>	D
82	<p>基本的に指定管理者制度導入には反対である。しかし、川崎市の事情により導入することになった場合、仕様書等の内容が重要になる。市民館の事業に関しては、これまでのサービスや市民協働などの質を落とさない。具体的には、館長等には社会教育の専門職として、社会教育士等の有資格者を必ず配置する。社会教育振興事業の基本方針・方向性は、指定管理者導入施設と市職員直営館と全市統一とする。市民館のボランティアの方々や各種団体との連携・協力体制を低下させない。利用料金を変更するのか。</p>	<p>サービスや市民協働などの質を落とさずに、指定管理受託の民間事業者の専門性を活用していくことは重要であると認識しております、いただいたご意見につきましては、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>	C

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
83	市民館の指定管理制度への移行には反対です。現状の総括がなく、また、全国的なホール運営の「指定管理制度」の見直しが起きていることに触れないまま、民間に移行することで「創意・工夫が生れる」「柔軟な運営が可能となる」「サービスが確実に確保される」等の内容が並べられていることに違和感を持ちました。	社会状況の変化や新たな市民ニーズに対応するため、「今後の市民館・図書館のあり方」を策定し、現状の課題を整理した上で、解決の手法として指定管理者の導入を判断したところでございます。また、本案の策定にあたりましては、他都市の先行事例を参考にしてきたところでございます。	D
84	指定管理者制度の導入の前に、市の職員の増員、専門的能力が蓄積できる研修を含めた体制を作るなど努力が先ではないか。『平和・人権(男女平等推進)学習』は全国的にも特筆すべき講座である。市民と職員が協力し企画・立案し運営するこの講座は、民間の職員によって内容が保障されるのか。平和・人権学習の理念がないがしろにされて行くのではないか。今からでも地域ごとの説明会等を開いて市民の意見を聞いてほしい。	行政の限られた人的資源の中で多様化するニーズに対応するための体制を構築するものです。研修等の人材育成等については重要なことと考えており、指定管理者制度導入後も必要な研修等を行ってまいります。また、平和人権などの社会教育振興事業については、基本方針や事業の方向性等については市が定めることによりその質を担保してまいります。	D
85	社会教育の専門性のない職員が市民館に配置された場合、指定管理者への仕様書等が適切な内容になるのか、採算性のみの評価にならないか、懸念されます。仕様書等の検討において、社会教育に関する有識者や利用している市民、若い世代の声を定期的に聞いて作成して欲しい。ニーズに合わせるだけなら採算性の観点から民間の方がノウハウを持っているので、指定管理者制度導入が一番良いという結論になるのは当然かと思われます。指定管理者制度を導入する際は、市民館は社会教育の専門性のある職員・館長を配置していただきたいです。	仕様書等の検討においては、御意見のとおり有識者や利用団体等の意見を参考に作成してまいります。指定管理館につきましては、仕様書等により社会教育の専門性のある職員・館長を配置していくよう努めてまいります。	C

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
86	<p>市民のためになる市民館を目指すなら、市民館を増やすべきである。市民館の役割は、「貸し館」ではない。市民が集い、交流し合って、自己を高め、より良い地域にしていくための拠点であるべきである。そのためには、社会教育主事がいて、市民とともに研鑽し合うことが必要である。指定管理事業者は、利益を追及するので、専門知識のない人を雇い、人件費を削るなどの安上がりの運営をする傾向がある。市民ミュージアムの水没事件がいい例である。しかも5年間という期限付きなので、継続性がなく、知識や経験の蓄積に欠ける。指定管理者制度の導入は反対である。</p>	<p>現在のところ、新たな市民館の設置計画はございません。また、指定管理導入後の職員につきまして、社会教育主事や社会教育士の資格取得者の確保についても、今後、仕様書等で定めてまいります。市と指定管理者が連携し、館運営を行うことで、知識やノウハウについては、行政もしっかりと蓄積する体制を構築してまいります。</p>	D
87	<p>目指す方向が示されている中で、指定管理者に運営を委ねるという結論は、論理的に破綻している。既に市民館の管理・受付業務等を、民間に業務委託して安定的に機能しているにも拘らず、館長他市職員をなくし、施設運営を民間に委ねる施策を導入することは、間違った選択です。全国の公民館の指定管理者制度導入が10%に満たないのは、地域住民に継続的に利用されていて、生活に必要な身近な公共施設、学習施設として定着しているからである。川崎市の市民館は、増加する人口に比べて、日常生活圏レベルの公民館施設が不十分である。</p>	<p>指定管理者制度は、多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として導入するもので、「今後の市民館・図書館のあり方」で示した基本理念「学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える【生涯学習の拠点】をめざして」の実現のために必要であると考えています。</p>	D
88	<p>平和・人権などの学習は、川崎市の財産です。指定管理者制度で、市民の企画委員と職員との協働作業で講座を作り上げる市民自治基礎学習を継続できるのでしょうか。市民館職員の社会教育の専門性として、担当者の力量の差も大きく、経験のない人には負担が大きいでしょう。研修するのみでは、専門性を育てるシステムとしては機能しません。専門職としての「社会教育主事」の育成、ローテーションの見直しをしてください。</p>	<p>市民館の職員について専門職採用は行っておりませんが、配属された職員につきましては、社会教育振興を担う専門的職員として、社会教育の体系的な理解を深め、個々の専門性の向上を図れるよう各種研修・研究活動を実施するとともに、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身につけるための研修事業を行うなど、計画的・体系的な人材育成に努めております。</p> <p>社会教育主事や社会教育士の資格取得者の確保についても、仕様書等で定めてまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
89	公共性の担保は、誰が確認するのか。仕様書等に基づき配置される民間の専門有資格者と直営職員との知識経験の共有をすべきである。仕様書等で定める業務の履行確認を行う市職員に報告書を提出するだけではなく、利用市民への調整・ヒアリングが必要である。市民は地域活動を行う際の行政との連携や協働の中で、お互いに成長し続けている。市民館に指定管理者の館長はいるものの、市職員が施設に常駐しないことから現場の実態把握に市民の声は必須である。	市民館については、区の生涯学習部門の職員がモニタリングを行い、公共性を担保してまいります。また、利用者や市民意見は、大変重要であることから今後の館運営に際し、意見を吸い上げる仕組みの構築を図ってまいります。	D

## 5 指定管理者制度導入（図書館）にあたってのこと（意見数286件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
90	<p>指定管理者制度を導入することにより、川崎市の図書館政策について長期的な視点に立って考え、計画を立案し、実行できる人材がいなくなります。川崎市は司書職を直接採用し、全市の図書館に公務員の司書を配属すべきです。</p> <p>（同趣旨ほか3件）</p>	<p>現在、図書館への専門職採用は行っておりませんが、司書資格がない職員については、図書館司書講習への派遣研修などを実施しております。指定管理者制度の導入の際には、直営館と指定管理館との連携体制をしっかりと構築するとともに、市が実施するレファレンス研修等に指定管理館の職員も参加し、市立図書館全館職員の専門性を高め、着実に図書館政策を実施していきます。</p>	D
91	<p>日本図書館協会による調査では、指定管理者の図書館への導入数は減少傾向にあり、指定管理者を導入したものの、直営に戻した自治体もあります。指定管理者制度を導入して失われたノウハウや人材育成の機会は、二度と戻ってきませんし、あとで直営に戻したとしても、川崎市が誤った政策決定をしたという汚点は消えません。指定管理者制度を導入することで、自治体が払うコストは増大しているという報告もあります。図書館の専門家の意見を聴取し、時代に合った選択をすべきです。</p>	<p>図書館に指定管理者制度を導入している先行自治体があり、様々な事例があることは承知しております、市としてはこれらの先行事例を踏まえ、本考え方を作成したものでございまして、今後の管理・運営に活かしていくたいと考えております。また、導入の検討にあたっては、外部有識者による民間活用事業者選定評価委員会で審議いただいております。</p>	D
92	<p>図書館の人材について、指定管理者制度を導入すれば「業務要求水準書に示すことで専門性の高い人材の確保ができる。」と記載があります。図書館法により入館料を徴収できない以上、指定管理者は人件費を削減して利益を出す以外になく、職員は時給1000円程度で雇われることになります。司書資格を持っていたとして、専門性があるのでしょうか。専門性とは、図書館で様々な業務を長期的に経験し、研修をうけて勉強することで身についていくものです。5年で変わるかもしれない指定管理者に、専門性の高い人材を供給することは不可能です。</p> <p>（同趣旨ほか2件）</p>	<p>指定管理者制度導入後におきましても、これまで図書館で培ってきた経験や専門性等を有効に活用し、図書館サービスを向上させていくことが必要と考えておりますので、指定管理者と市職員の図書館司書が密接に連携するとともに、市がこれまで培ってきた手法や地域性、専門性等を、研修などを通して、継承をしてまいります。</p>	D
93	<p>インターネットからの蔵書検索、図書の予約、希望する館での受け取りが将来にわたって変わらず続けられてほしいですが、（案）では触れられていないので、図書館に指定管理者制度を導入することに反対します。</p>	<p>今後もインターネットシステムは全館共通ですので、インターネットからの蔵書検索、図書の予約、希望する館での受け取り等についても継続してまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
94	図書館法で図書館の設置は条例で定めることが規定され、管理運営の基本的な事項は教育委員会規則で定めることが規定されています。法律で、図書館を含む公立社会教育施設は地方公共団体の判断により、特例として教育委員会から首長部局へ移管することが可能であり、図書館には、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資する公の施設の性格が付与されました。図書館は、教育委員会の所管のもと、直営とするのが望ましいです。	図書館の所管につきましては、現状では市長部局に移管することは検討しておりません。図書館につきましては、市民ニーズの広がりや多様化に的確に対応していくため、指定管理者制度を導入してまいります。	D
95	「業務要求水準書に示すことで専門性の高い人材の確保ができる」とありますが、図書館の場合、指定管理者に求める要求水準とは具体的にどのようなものですか。また、それで現状と同等、又はそれ以上の「専門性の高い人材」をどう確保できると考えていますか。現実的に指定管理者が具体的に特定されていない中で、どうしてそう言えるのですか。その根拠は何ですか。	他都市の実績を参考に、資格や他の図書館での実績等の有無を仕様書等に盛り込むことで専門性の高い人材を確保してまいります。	D
96	図書館で指定管理業者が利益を上げるには、利用料などの収入がないため、人件費を抑えて収益を上げることになります。指定管理が導入された図書館は、ワーキングプアの温床と言われ、そのような低賃金の労働環境で長く働くことができず、司書の専門性は蓄積されません。結果的にサービスの向上は望めません。公共図書館が、働く人たちをきちんと保障しない場になることはあってはなりません。	指定管理者の賃金については、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう行政の方でも確認を行ってまいります。	D
97	指定管理者制度を導入すると当初は利用者数が伸びますが、じきに頭打ちとなり、集客のために本来の図書館の役割と離れたイベントを開催するなど、無駄な費用が発生し、職員の賃金は安く抑えられます。指定管理者制度を導入し、年数が経つと事業者の言い値で指定管理料を払うようになり、長い目で見れば税金支出の増加につながります。逆にコストを低く見積もれば図書館は官製貧困創出の場となります。図書館をはじめとする文化行政にもっと予算を使ってください。図書館への指定管理者制度導入については、やめていただきたい。	指定管理者制度は、管理・運営の手法であり、行政が有効に活用することで、より市民ニーズに対応した館運営ができると考えております。また、コストについてもモニタリングを行うことで、適切に管理できるものと考えております。また、現状の厳しい財政状況において、限られた資源の中で、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し事業サービスをさらに進めていくため、指定管理者制度の導入を行ってまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
98	実際には非正規職員になるので公共性がどれだけ保たれるかが心配です。今いるスタッフを可能な限り残して欲しい。メリットは言われるが、デメリットも明らかにしてほしい。図書館に司書を置いてほしい。絵本の読み聞かせのボランティアをしているが、中立の立場で本を紹介してくださる（司書）方がいてほしいです。	指定管理者制度導入後も直営館と連携し、公共性を確保してまいります。また、仕様書等により質の高い職員の確保に努めてまいります。また、指定管理者を導入するメリット、デメリットについては、「3管理・運営手法の検討」に記載しております。司書の確保につきましては、指定管理者に求めていくとともに、職員については図書館司書講習などへの派遣研修などを引き続き実施してまいります。	D
99	指定管理者制度導入について、3月に説明会を聞き、4月に質問を投げかけ、5月に回答・中間取りまとめを受けたが、ホームページには指定管理者制度が導入される発表がありました。経過を考えると、既に導入が決まっている中、市民に考えを聞いたという既成事実を作ったようにも思えて、気分の悪い印象を受けました。民主主義の最後の砦「知る権利」を守る所、図書館を市は放棄するようなことをして良いのでしょうか。大切な資料、人気があるのが良い本ではなく、読み継がれる良い本を守る人、それを求める市民を大切にしなくて良いのでしょうか。　話し合い、意見のやり取りが必要だと思います。 (同趣旨ほか2件)	「中間とりまとめ」につきましては、令和4年1月に策定し、関係団体等に説明を行つてきましたところでございます。その意見交換を踏まえ、5月に考え方（案）を公表いたしました。今後も市民との意見交換に努めるとともに、全ての図書館の市民サービスの向上に努めてまいります。	D
100	指定管理者制度に反発を持つのは、今までの例からしてもこのグループ団体の体質がどこまで吟味されているのか、図書館を運営する内容を持っているのか、どうしても利益を重視する傾向が強く、他施設でもどんなにがっかりした結果になっているか、見逃せません。もしだめなら元に戻せますか。また地域（区）によって差が出来るのも、私たち利用者を無視しているようなものです。	他都市施設等の研究を行い、市民サービスの向上が図れると考え指定管理者制度導入の結論に至ったものです。導入後につきましては、社会状況や環境変化を踏まえ、適宜、導入形態については検討を行っていきます。指定管理館と直営館でのモニタリング体制を構築し、市立図書館全体でサービスの向上を図ってまいります。	D
101	図書館に直接かかわる職員が極端に減少することになる。専門職制度のない川崎市では、図書館業務に特化した専門性を持つ職員が育っていない現状の中で、今後直営館として、指定管理者を管理監督できるのか疑問である。また、資料選定等、市が行うとした業務内容が保持できるとは、到底思えない。	指定管理館に隣接した区にモニタリングを行う直営館を置き、中央館的機能を持つ中原図書館が図書館全体のネットワークの取りまとめを行うことで、指定管理者を管理監督する専門性を確保してまいります。資料選定については、これまでの全館の職員で行う集中選定方式を維持してまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
102	今回、多摩図書館の管理運営には変更はないとのことでしたが、今後指定管理制度に変更となつた場合でも児童書担当者の配置、また読み聞かせのための種々の支援を以前通り受けられることを希望します。	現状に配慮し、これまで通りの活動支援を行うような体制を継続してまいります。	C
103	利用者の満足が得られる選書は、業務の蓄積が必要です。司書資格のある方が、利用者の求めるものを受け取る必要があります。利用者ニーズを図書館の運営に生かすことができる専門職を配置できる指定管理者を選んでください。人件費を保障し、職員が仕事への使命感が持てるよう行政としてサポートしてください。そのためにもボランティア団体も含めた市民・有識者の第三者委員会(開かれた組織であること)の設置を希望します。	指定管理者制度の導入にあたりましては、仕様書等により専門性を有した職員の確保を行ってまいります。指定管理館と直営館でのモニタリング体制を構築し、市立図書館全体でサービスの向上を図ってまいります。指定管理者の選定や評価につきましては外部有識者による民間活用事業者選定評価委員会を行ってまいります。	D
104	「公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある」としているが、川崎市として具体的に何を行うのか示すべきです。指定管理の図書館では、指定管理業者の館長が責任者であるため、公共性を保てるかに疑問があります。選書研修を指定管理者の職員にも行うことですが、直営の職員が管理・監督するのは、非効率です。指定管理業者の業務を直営館の職員がチェックするなら、指定管理にするより、直営のまま、市の職員が責任を持って運営する方が効率的です。指定管理者制度を導入するメリットがありません。 (同趣旨ほか29件)	公共性の確保のためには選書・蔵書の中立性が必要であることから、選書については、指定管理館、直営館が一体となりこれまでと同様、全館の職員で行う集中選定を継続してまいります。また、図書館の従来からの事業サービスを引き続き実施しつつ、多様なニーズに対応していくためには、市職員のマンパワーを補完し、市職員が企画や新たな取組に一層注力できる体制を構築する必要があることから、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な運営を行ってまいります。	D
105	図書館の指定管理者に求める要求水準とは具体的に何ですか。指定管理者が特定されていない中で「専門性の高い人材」をどう確保するのでしょうか。現在、図書館ボランティアが、図書館員と協働で児童サービスにかかわっていますが、指定管理導入後、同様のボランティア活動ができるのでしょうか。ボランティアに対応できる児童サービスの専門スタッフが確保されるのでしょうか。仕様書等に明記されるのでしょうか。専門資格を持った職員でも非正規雇用では、身分が不安定で専門資格に見合う職場が保証されるのでしょうか。 (同趣旨ほか16件)	他都市事例等を参考に、直営館と同程度の図書館司書の有資格者の配置や現状業務の維持などを仕様書等に示し、専門性の高い人材の確保や体制の維持が可能になると考えます。図書館ボランティアの活動につきましては、指定管理制度導入後も直営館と連携し、その活動を引き続き実施できるような体制を構築してまいります。また、指定管理者の賃金については、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう行政の方でも確認を行ってまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
106	<p>指定管理者は、一定期間で契約が見直されます。必ずしも続けて同じ業者が指定を受けるとは限りません。もし、業者が変わった場合、民間企業の事業内容は、企業秘密として引き継がれません。そうなると、図書館のノウハウも知識も、次の管理者に引き継げません。その点、直営では事業内容や経験の継続、公共性や知識の蓄積が保障されるので、やはり直営が望ましいです。</p> <p>(同趣旨ほか15件)</p>	<p>これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続につきましては、市と指定管理者の職員が常に情報共有や研修等を行うことで継続を図ってまいります。また、市と指定管理者が連携し館運営を行うことで、知識やノウハウについては、行政もしっかりと蓄積する体制を構築してまいります。</p>	D
107	<p>市民の知的財産の管理に指定管理者制度はなじみません。民間による図書館運営では利益がないため、人件費や管理に関わる費用が削減される可能性があります。市民ミュージアムの水害では、どれだけの損失が出たかもわからぬ。地方公共団体が行うべき仕事は、図書館や博物館・資料館の「運営を民間に任せたための選定業務」ではなく、「運営をすること」です。市民がいきいきと生活する川崎市を目指すならば、市の直営で図書館を運営してください。</p>	<p>図書館の適正な運営に必要な人員体制や事業サービスなどについては、仕様書等にきちんと示すことやモニタリングなどにより確保してまいります。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。</p>	D
108	<p>効率を重視する手法は、図書館にはそぐわないと考えます。選書については、長期的な展望が必要な業務です。指定管理館、直営館の連携を上手くとれるようにするための、時間も体制も整っていないのではないかでしょうか。おはなし会は参加人数等の指標を作ると、子どもたちに、図書そのものを手渡していくという、重要な活動が損なわれる恐れがあります。おはなし会は、ボランティアの活動の場ですが、ボランティアが、指定管理事業者の無償の労働力となり得ませんか。おはなし会の意味を、職員とボランティア共に考えていくことができるのでしょうか。</p>	<p>選書につきましては、全館で行う集中選定方式を継続してまいります。指定管理者とボランティアとの連携は、大変重要であると認識しており、導入後も直営館の職員が関わり、ボランティアの皆様の意見を伺いながら、関係を構築してまいります。</p>	C

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
109	<p>中間取りまとめの説明については時間をかけて行いましたが、本案は、中間取りまとめから内容が飛躍していました。本案への説明が丁寧に行われていないまま、パブリックコメントの募集を開始したのは、拙速です。中間取りまとめから本案に至った経過を、利用者に向けて公開し、疑問に応えてください。市民の立場に配慮して、意見募集の前に丁寧な説明会を開いてください。図書館業務の指定管理導入に反対します。1区に1館でなく、どこに住んでいても図書館利用ができるように図書館増設、専門性のある司書配置が必要です。</p> <p>(同趣旨ほか32件)</p>	<p>中間とりまとめにおいて、業務委託の拡充や指定管理者制度など、更なる民間活用を検討することをお示しし、検討を進めた結果、指定管理者制度を導入するとしたところです。中間取りまとめ策定時につきましては、議論の途中でございまして、その意見交換の内容につきましては、その時点におきましては、「公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ、不當に市民の間に混乱が生じるおそれ又は特定の者に不當に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある」と考え、非公開としておりました。今後も条例等に基づき、情報公開を行ってまいります。考え方（案）は、パブリックコメント手続条例等に基づき、適切に実施しております。現在、図書館の増設は検討しておりませんが、司書の配置は、運営形態にかかわらず資格取得者の確保に努めてまいります。</p>	D
110	<p>直営と指定管理の図書館で、1対1のモニタリング体制を取るとありますが、直営館の職員は、自分の図書館と指定管理の図書館の両方を管理・監督するのですか。そのための職員を増やすのですか。今の図書館は、人員が減らされています。直営の職員が、他区の図書館にまで責任を持つことは不可能です。モニタリング制度を取っている名古屋市では、直営の職員が指定管理者制度導入によって業務が増大し、退職者が相次いでいると報告があります。直営の職員が減ったら、指定管理の図書館を管理・監督することができなくなります。指定管理者制度導入後の他都市の事例から、デメリットを真摯に検証してください。</p> <p>(同趣旨ほか14件)</p>	<p>直営館と指定管理館の1対1のモニタリング体制につきましては、図書館知識の継続や質の確保のため、管理・運営手法の検討及び指定管理者制度の導入形態において検討をしたものでございます。直営館につきましては、自館の運営と指定管理館のモニタリングを通じた管理・監督を行ってまいります。また、本案において必要となる職員体制につきましては、引き続き検討してまいります。</p>	D